北本市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

北本市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和4年11月29日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の 例による。

(開示請求書等の記載事項)

- 第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、 市の機関(議会を除く。以下同じ。)が定める事項を記載しなければ ならない。
- 2 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、市の 機関が定める事項を記載しなければならない。
- 3 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、 市の機関が定める事項を記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 市の機関が行う開示決定等の期限に係る法第83条の規定の適用については、同条第1項中「30日」とあるのは「7日」と、同条第2項中「30日」とあるのは「23日」とする。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 市の機関が行う開示決定等の期限の特例に係る法第84条の規定の適用については、同条中「60日」とあるのは「30日」と、「同条第1項」とあるのは「北本市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第 号)第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、北本市手数料条例(平成12年条例第9号)に定める額とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(北本市個人情報保護条例及び北本市情報公開・個人情報保護審査会 条例の廃止)

- 第2条 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 北本市個人情報保護条例(平成3年条例第42号)
  - (2) 北本市情報公開·個人情報保護審査会条例(平成18年条例第4 9号)

(北本市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条第1号の規定による廃止前の北本市個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第3条第2項又は第27条の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条第1号の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条第1号の規定の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条第1号の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同号の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条第1号の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。)を受けた業務に従事していた者
- 2 前条第1号の規定の施行の日前に旧個人情報保護条例第14条第1項若しくは第2項、第15条、第16条、第17条第1項又は第17条の2の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除、目的外利用等の中止又は特定個人情報の利用の中止等については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条第1号の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を同号の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) 前条第1号の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は 同号の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) 第1項第2号に掲げる者
- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条第1号の規定の施行前において旧実施機関が保有していた行政文書に記録された個人情報を同号の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 受託業務を行う法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めの あるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若し

くは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に 関して前2項の違反行為(第3項第1号に掲げる者がする行為を除 く。)をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して も、前2項の罰金刑を科する。

- 6 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 7 前条第1号の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失 う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例 による。

(北本市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止に伴う経過措置)

- 第4条 附則第2条第2号の規定の施行前に同号の規定による廃止前の 北本市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「旧審査会条例」と いう。)第1条に規定する北本市情報公開・個人情報保護審査会(以 下「旧審査会」という。)にされた諮問で同号の規定の施行の際当該 諮問に対する答申がされていないものは北本市行政不服審査会(行政 不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関をい う。)にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査 審議の手続は北本市行政不服審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 2 旧審査会の委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密 を漏らしてはならない義務については、附則第2条第2号の規定の施 行後も、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附 則第2条第2号の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用につい ては、なお従前の例による。
- 4 附則第2条第2号の規定による旧審査会条例の規定がその効力を失 う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例 による。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護審査会委員の項及び情報公開・個人情報保護運営審議会委員の項を削る。

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第6条 北本市執行機関の附属機関に関する条例 (昭和56年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の附属機関の表北本市情報公開・個人情報保護運営審議会の項を削る。

(北本市情報公開条例の一部改正)

第7条 北本市情報公開条例 (平成3年条例第41号) の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、固定資産評価審査委員会及び議会並びに土地開発公社」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

第3条第2項中「、北本市個人情報保護条例(平成3年条例第42 号)第3条第1項の規定により」を削る。

第5条中「とき」を「場合」に改める。

第7条第2項第1号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に改める。

第11条の次に次の2条を加える。

(公開請求の却下)

- 第11条の2 実施機関は、公開請求が第1条に規定するこの条例の 目的を逸脱するものであり、権利の濫用であると認められるときは、 当該公開請求を却下することができる。
- 2 前項の規定により公開請求を却下したときは、請求者に対し、速 やかに、理由を付して、その旨を書面により通知しなければならな い。
- 3 前条第1項の規定は、公開請求の却下について準用する。

(公開決定等の期限の特例)

- 第11条の3 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から30日以内にその全てについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第11条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの行政文書について公開決定等をする期限

第15条第1項中「手数料は、次のとおり」を「手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 行政文書(前条第2項ただし書に規定する行政文書を複写したものを含む。)の写しの作成に係る手数料の額は、北本市手数料条例に定める額とする。

第16条中「作成及び」を削る。

第18条第1項中「北本市情報公開・個人情報保護審査会」を「北本市行政不服審査会」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第23条の見出しを「(行政文書の整備等)」に改め、同条第2項 を削る。

(北本市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 前条の規定による改正後の北本市情報公開条例(以下「新情報公開条例」という。)第7条、第11条の2、第11条の3、第15条及び第16条の規定は、この条例の施行の日以後に行う公開請求について適用し、同日前に行った公開請求については、なお従前の例による。

2 新情報公開条例第18条の規定は、この条例の施行の日以後にされる審査請求について適用する。

(北本市手数料条例の一部改正)

第9条 北本市手数料条例 (平成12年条例第9号) の一部を次のよう に改正する。

第2条第1項中第83号を第85号とし、第56号から第82号までを2号ずつ繰り下げ、第55号の次に次の2号を加える。

(56) 北本市情報公開条例第15条第2項に規定する行政文書の写し の作成に係る手数料の額 次の表に掲げる額

写しの作成の方法等		手数料の額
書面等を	白黒(日本産業規格A列	用紙1枚につき10円
複写機に	3番(以下「A3」とい	
より用紙	う。)、A列4番(以下	
に複写し	「A4」という。)、B	
たもの又	列4番(以下「B4」と	
は電磁的	いう。)又はB列5番	
記録に記	(以下「B 5 」とい	
録された	う。)の場合に限る。)	
事項を用	白黒(A3を超える場合	実費を勘案し、市長が
紙に出力	に限る。)	定める額
したもの	カラー (A4、B4又は	用紙1枚につき50円
	B5の場合に限る。)	
	カラー(A3の場合に限	用紙1枚につき80円
	る。)	
	カラー(A3を超える場	実費を勘案し、市長が
	合に限る。)	定める額
電磁的記録に記録された事項を電		実費を勘案し、市長が
磁的記録媒体に複写したもの		定める額

(57) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第8 7条第1項の保有個人情報の開示に係る当該保有個人情報が記録 されている行政文書の写しの作成に係る手数料の額 前号に規定する額

第2条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第56号及び第57号の手数料は、両面に複写され、又は 出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定す る。

第3条第1項中「前条第1項第55号」を「前条第1項第55号から第57号まで」に改める。

第5条第8項中「第2条第1項第56号から第83号まで」を「第 2条第1項第58号から第85号まで」に改める。